平成２１年（フ）第７７０号
千葉県柏市西原６丁目１番35―308号
債務者　杉岡貴代美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１１５７号
北九州市八幡東区春の町３丁目10番17―207号
債務者　後藤　智子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１６８号
北九州市小倉北区中島１丁目10番14号
債務者　松岡　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０２６号
名古屋市港区泰明町３丁目１番地の１　泰明荘２棟211号
債務者　山本　正一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４５号
名古屋市緑区有松町桶狭間生山１番地138有松グリーンハイツ11棟21号、住民票上の住所名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山１番第117番地
債務者　鎌田　勝彦
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０８号
青森市浪館前田１丁目16番30号　サイトウ荘１号
債務者　吉田　忠幸
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
函館市亀田町７番５号
債務者　宮下　早苗（旧姓芦野）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５４６号
北海道茅部郡森町字常盤町139番地　ポプラ団地９棟36号室
債務者　村松　勇一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０９号
岐阜県大垣市割田１丁目329番地５
債務者　浅野　保雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原1469番地の２
債務者　杉山　眞弓
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
岐阜県大垣市南若森町664番地５
債務者　成吉　恒三
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
岐阜県海津市平田町今尾1534番地　今尾団地Ｂ棟201号
債務者　小松　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
奈良県橿原市土橋町273クレアール108号室、住民票上の住所奈良県橿原市西池尻町497番地の１ネオハイツ橿原神宮西口211
債務者　湯澤　真哉
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
奈良県大和高田市本郷町２番38―301号、前住所奈良県御所市大字元町284番地の16
債務者　神宮　好惠
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
奈良県香芝市下田西３丁目３番14―16号弁慶荘
債務者　被保佐人　竹井　　敏
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
奈良県香芝市下田西３丁目10番23号
債務者　山内　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
奈良県北葛城郡広陵町三吉1799―１介護老人保健施設かぐやの里、住民票上の住所奈良県香芝市下田東２丁目２番25号中川アパート
債務者　被保佐人　向井地　進
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係